

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年10月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100249号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2100020号

第1 結論

昭和58年2月から昭和62年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年2月から昭和62年1月まで

請求期間について、国民年金の加入記録がないが、昭和58年1月に勤務していた会社を辞め、同年2月に国民健康保険の加入手続をするため当時のA市(現在は、B市)の市役所に行き、同日に国民年金の加入手続もしたはずである。また、昭和60年11月頃、C市に引っ越しをしたが、同市においても国民健康保険及び国民年金の加入手続をし、両市において国民年金保険料を納付したはずである。調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、厚生年金保険被保険者資格の喪失後である昭和58年2月に、A市役所において国民年金の加入手続をした上で、国民年金保険料を納付したはずである旨主張している。

しかしながら、請求期間当時は、基礎年金番号導入前の期間であり、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金被保険者に固有の管理番号である手帳記号番号が新規に付番される払出事務が行われていたところ、B市は、請求者について、当市で保管している国民年金手帳払出簿において、請求者名、生年月日で検索したが該当がないほか、住民登録者に係る電算データにおいても該当がないため、請求者が請求期間に国民年金に加入していたことを確認することができない旨回答している。

また、請求者から提出された2冊の年金手帳(平成21年に基礎年金番号に統合済)には、厚生年金保険の記号番号が記載されているものの、いずれの年金手帳にも国民年金手帳記号番号は記載されておらず、請求者は、他に手帳をもらった記憶はない旨陳述している。

さらに、請求者は、当時のD銀行(現在は、E銀行)F支店の預金口座振替又は同銀行の窓口において納付書により国民年金保険料を納付したはずである旨主張しているところ、E銀行F支店は、請求者の請求期間に係る取引履歴は保存期間10年を経過しており、資料を提供できない旨回答しているほか、請求者は、納付した保険料の額及び保険料を納付した後に領収書

等の資料を受け取ったかについて全く覚えていないとしている。

加えて、日本年金機構が保管するA市において払い出された国民年金手帳記号番号払出簿等からは、請求者の氏名は確認できない上、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索を行ったものの、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求期間について請求者は国民年金に加入していないと考えられ、制度上、納付書は発行されず、請求者は国民年金保険料を納付することができない。

なお、B市は、請求者の請求期間に係る国民健康保険の加入記録及び納付状況について、保管期間経過のため記録は提出できない旨回答している。

- 2 請求者は、昭和60年11月頃、C市役所において国民年金の加入手続をした上で、国民年金保険料を納付したはずである旨主張している。

しかしながら、請求期間のうち、昭和60年11月から昭和62年1月までの期間について、C市は、現在確認できる国民年金被保険者名簿（いわゆる紙台帳であり、生年月日順に保管されている。）のうち、請求者の生年である昭和36年*月生まれの国民年金被保険者を確認したが、その中に請求者の氏名を見つけることができなかった旨回答及び陳述している。

また、請求者は、昭和60年11月以降は、当時のG銀行（現在は、H銀行）I支店の預金口座振替又は同銀行の窓口において納付書により国民年金保険料を納付したはずである旨主張しているところ、H銀行I支店は、請求者の請求期間に係る取引履歴について、10年超のデータは保存しておらず回答できないとしているほか、請求者は、納付した保険料の額及び保険料を納付した後に領収書等の資料を受け取ったかについて全く覚えていないとしている。

さらに、日本年金機構が保管するC市における国民年金保険料徴収簿（被保険者氏名、毎月の国民年金保険料額及び納付日等が確認できる管理簿）からは、請求者の氏名は確認できない上、前記1のとおり、社会保険オンラインシステムからは、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できないことから、請求者は、請求期間のうち、昭和60年11月から昭和62年1月までの期間について、C市においても国民年金に加入していないものと考えられる。

なお、C市は、請求者が請求期間に国民健康保険に加入した記録は確認できなかった旨回答及び陳述している。

- 3 そのほか、B市及びC市は、請求者の請求期間に係る課税資料について、保存期間経過のため資料が提供できない旨回答しているほか、請求者が請求期間について国民年金に加入していたことをうかがわせる資料及び請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。